

第5号議案付属資料<検討課題>

昨年12月4日の評議員会以降、学会が直面している課題やその解決策について各部会で自由に意見交換を行ってもらった。そして、各部会での意見交換のなかで部会員から出された意見を、各部会長に、本年1月28日および2月23日に開催された理事会で紹介してもらい、それを踏まえて、理事相互間での意見交換を行った。

本資料は、各部会および理事会での意見交換で出された意見の概要をまとめたものであるが、いずれの意見も、部会もしくは理事会の総意というわけではない。あくまでも、今後の議論のための「たたき台」として提示するものである。

学会の諸課題について

1 学会の魅力向上について

(1) 自治体学会の特性を活かす

- ・研究者と自治体職員の双方が会員であることが特色なので、互いに補完し合えることを具体的事例を交えてPRする。合わせて、自治体職員と研究者とのつながりを強めるツールを検討する。
- ・投稿論文は、若手研究者にとっては魅力なので、PRをする。
- ・会員が貢献できる内容（例えば、講演会や研修の講師、審議会の委員など）をあげ、存在価値をPRする。併せて、会員が積極的に貢献活動を行う。
- ・入会のインセンティブを向上する方法を検討する。

例：例えば新入会員を紹介した場合、年会費の割引をするなど。

(2) オンラインのさらなる活用

- ・オンライン自治体学会（オンライン研修など、オンラインをさらに活用すること）を検討する。

例：首長経験者のネットワークを活かし、研究者、自治体職員、ネットワークを持つ人が参加し、首長の経験を聴き、意見交換するなど、多彩な方法がありうる。

オンラインによる首長インタビューや座談会、対談も興味を引く方法である。

- ・自治体職員が仕事の意義や政策に関することについて、勉強できる場を提供する。
- ・自己啓発型の研修を行う場として検討する。
- ・勉強会をしようとしても人を集めることが難しいなど悩みを語り合う場を設ける。

(3) 地域の魅力を発信

- ・地域が元気になるような取り組みを検討する。

- ・地域活動の発信をもっと多く紹介できるようにする。

2 会員の確保方策について

(1) 会費等の弾力性

- ・学会への入会を促進し、退会をとどまらせる手法を検討する。
例：仮入会制度の検討・・・1年の仮入会を経て、正会員として入会する。
永年会員制度の検討・・・退職後（あるいは〇〇歳以上）に、一定金額を支払えば永年会員となれる。
- ・学生会員の割引制度や、大会の参加費のあり方も含め全体を検討する。
- ・新人割引制度の検討。※仮入会制度とも関連。

(2) 会員拡大へ向けたPR

- ・会員所属の大学に、学会活動を知らせるパンフレットを配架してもらう。
また、大学の研究者によるPRを行う。
- ・自治体職員は、職場で有望な人がいたら勧誘する。
- ・首長を通して、入会を働きかける。
- ・学会員が自治体での研修を行うときに、入会案内を配る
- ・入会パンフレットの更新を行う。
- ・お試し自治体学会講座を開催し、入会を呼び掛ける。

(3) 諸団体との連携

- ・全国知事会、全国市長会、政令市市長会、全国町村長会など地方自治を担う全国団体に、会員加入や大会参加への協力を依頼する。何らかの協定を結び、その承認を得れば、会員ではなくても大会参加費は会員レベルとすることも考えられる。
個別の自治体とも、研修の機会をきっかけに、団体会員への参画を促す。

3 大会開催のあり方について

(1) 政策研究交流会議との連携について

- ・政策研究交流会議との連携についてどのように捉えたらよいか。
※発足当時は、自治体政策研究交流会議であれば、自治体政策に関心のある職員が公的に出張するということが可能であったが、現在はほとんど認められない状況にある。
しかしながら、政策研究交流会議と自治体学会のセットは、自治体をベースに地方自治や地域社会の課題を現場をふまえて検討し、他の事例を見ながら学ぶことに大きな意味があるので、自治体との協力は、自治体学会の特色であると言える。

- ・政策研究交流会議の連携相手として、県に委ねる考え方は見直し、基礎自治体に働き掛ける方が良いとの意見もある。そして、周辺自治体に働き掛けることも重要である。
- ・政策交流会議の開催意義を考え直すことも大切である。
- ・開催自治体の負担が大きいことも考え直す点である。
- ・大学側に働きかけることも必要ではないだろうか。

(2) 自治体学会の原点

- ・自治体学会の使命を考えると、自治を担う職員をどのように育てるかが大切である。また、現在、県と市町村職員の交流が少なくなっている現状を見ておく必要もある。
- ・規約上の目的は次の通り。

「市民的視野に立ち地域に根差した実践的な研究及び会員相互の交流をとおり、地域ごとの研究活動を促進し、自治体の自律的政策形成を促し、もって自治体学の創造と地域自治の発展に寄与する。」

4 情報発信のあり方について

(1) HPの更新の検討

- ・情報発信方法を改善して、学会の魅力向上や活動内容の周知を行い、会員獲得につながることはできないだろうか。
- ・HPにメリハリをつけ、自治体学会の活動内容で中心的なことを前面に示し、興味を引くようにホームページを充実させる。

例：全国大会や学会誌などの情報をトップページの前面に出るようにする。

- ・HPの内容の魅力度を上げる。地域資源の紹介や魅力の発信。
- ・学会誌の一部をWebで閲覧できるようにすることを検討する。

(2) SNSの活用を図る

- ・多様な情報発信手段を活用し、自治体学会の活動等を、広く宣伝する。

(3) HPへの会員が掲載するときの基準の検討について

① HP上の会員からのお知らせの場所について

会員が、他の会員に伝えたい情報を掲載する場所については次の2か所が考えられる。

- 1) トップページの上部のリンク項目の「会員情報」に入ると、①リンク ②会員からのメッセージ ③会員からのお知らせ情報 ④会員の著作 に繋がる。
- 2) 同じく上部のリンク項目の「会員のページ」に入ると、⑦会員からのお知らせ に繋がるがこちらも、寄せられているお知らせはない。

この“会員からのお知らせ”の項では、会員に知らせたい情報があれば、掲載希望期間等を示し、メールで事務局へ送ることになっている。

以上が、会員からのお知らせの場所として考えられる。「会員のページ」が、掲載希望期間を示すので、基本的には会員のページが良いと考える。

② 掲載の判断について

HP上に会員が情報を掲載する際の基準ということになると、難しい点がある。

ここでは、メーリングリストの利用マナー案の禁止事項を参考とする。

<掲載基準の参考例>

- ・個人や団体を誹謗中傷しない。
- ・法令、公序良俗に反する投稿、またはその恐れのある投稿をしない。
- ・営利目的にはつかわない。
- ・政治や宗教団体の宣伝・勧誘にはつかわない。
- ・自治体学会の運営を妨げる行為、または信頼をそこなうような投稿はしない。

<掲載の判断について>

- ・掲載希望期間を聴き、基準に沿うものであれば掲載可とする。事務局が掲載希望を受け、理事会に報告する。基準に疑念があるものについては理事会の判断を受ける。

③ また、会員が独自のHPで発信し、そことリンクすることについて

先の意見交換会終了後の議論があり、この点についてはご意見が分かれる点でもある。事務局案としては、次の二通りが考えられる。

ア) リンクする際にも事務局へ連絡しリンクすることについて報告を受ける。

その内容については、2の掲載の判断を参考とする。

イ) リンクについては、2の掲載基準を参考に、会員の自主的判断に委ねる。

以上